

佐賀県飼料生産拡大推進事業

内 容

自給飼料の生産・利用を拡大し、飼料高騰の影響を受けている畜産農家ができる限り輸入に頼らない飼料体系に転換するため、自給飼料（子実用とうもろこし）の生産・利用拡大に必要な機械導入に対して、購入費の一部を補助する。

①子実用とうもろこし収穫機、②子実用とうもろこし乾燥機

事業期間

令和5年度から令和6年度

事業実施主体

認定農業者、農業者が組織する団体等

補助率

県3/4以内 ※市町の負担及び予算化はなし

採択要件

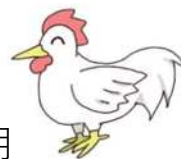
- 1 生産された子実用とうもろこしを畜産農家が利用
- 2 目標年度において、子実用とうもろこしの生産・利用面積が1 ha以上拡大
- 3 目標年度において、生産された子実用とうもろこしの過半を県内畜産農家へ供給
- 4 供給先（利用拡大の取組の場合は供給元）と1年以上の供給契約を締結
- 5 作業受託の場合は、農作業受委託計画を有する
- 6 原則として、国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等に参加

【書類の経由】

（要領）事業実施主体→市町→振興センター→畜産課 （要綱）事業実施主体→振興センター→畜産課



収穫機



乾燥機